

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福島県報

- 一 移入を禁止する家畜等の種類
家きん及びその死体、家きんの卵、飼養管理器材、飼料、排泄物並びにその他の物品で家畜防疫員が本病の病原体を広げるおそれがあると判断するもの
- 二 移入を禁止する県外の区域
和歌山県内の次に掲げる区域
和歌山県告示第百七十八号)の二に掲げる区域

(畜産課)

目 次

止する件三件

○県外の区域からの家畜等の移入の
禁止の指定を解除する件

○県外の区域から家畜等の移入を禁

告 示

福島県告示第八十六号の二
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域
三重県内の次に掲げる区域
家畜伝染病予防法施行細則の規定による家畜等の移動の制限(平成二十三年三重県告示第一号)の三に掲げる区域

(畜産課)

福島県告示第八十六号の三
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十三年二月二十三日

(畜産課)

福島県告示第八十六号の五
福島県家畜伝染病まん延防止規則(昭和四十三年福島県規則第四十七号)第十条の規定により、平成二十三年一月二十七日付けで行った高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜等の移入の禁止の指定を次のとおり解除する。

(畜産課)

一 移入の禁止の指定を解除する家畜等の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入の禁止の指定を解除する県外の区域
鹿児島県内の次に掲げる区域
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための移動の制限の変更(平成二十三年鹿児島県告示第百九号の三)の一の(3)に掲げる区域

(畜産課)